

岐阜県子どもの居場所応援センター フードバンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が岐阜県内の子どもや子育て家庭が社会的孤立に陥らないよう、子どもの居場所活動の更なる活性化と資源の偏りの解消を目指し設置する「岐阜県子どもの居場所応援センター（以下「センター」という）」において、食料品等が無償で提供するフードバンク事業（以下「事業」という）について必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 センターは次の事業を行う。

- (1) 子どもへの食事提供を行う活動を実施する非営利団体等への食品等の配布
- (2) 企業及び個人への食品等の提供依頼及びその受入れ
- (3) 受入れた食品等の適切な管理

(配布対象の範囲)

第3条 センターが食品等を配布する対象団体は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岐阜県内で活動する子どもの居場所※1
 - ① 団体に以下のいずれにも該当する団体
 - a 活動が1カ月に1回以上開催されていること
 - b 活動開始から1年以上経過していること
 - ② 岐阜県子どもの貧困対策アクションプランに掲載のある団体
 - ③ その他、県社協会長が必要と認める団体
- ※1「子どもの居場所」とは、子ども食堂、子ども学習支援、プレーパークなどをいう

(取り扱い品の範囲)

第4条 センターが取り扱う食品等は、次に定めるものとする。

- (1) 食品
 - a 米類（精米、玄米、 α 米、パック米など）
 - b インスタント類（缶詰、カップ麺、レトルト食品など）
 - c 飲料類（水、お茶、ジュースなど）
 - d 菓子類（駄菓子、袋菓子（個包装のもの）など）

※常温可能・未開封の状態で、賞味期限が1カ月以上のものに限る
- (2) 学用・日用品（筆記具、ノート、食器用洗剤、未使用タオルなど）

(3) その他、県社協会長が必要と認める食品等

(登録申請手続)

第5条 事業の利用を希望する者は、子どもの居場所応援センターサポーター登録申請書(様式第1号)を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、子どもの居場所応援センターサポーター登録決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 第7条の規定に該当し登録の取り消しを受けたものは、当該取消事由が消滅した日から1年を経過するまでの間は登録申請できないものとする。

(遵守事項等)

第6条 前条により登録が決定した者(以下「サポーター」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受け取った食品等の二次配布、転売及び金銭その他有価物との交換をしないこと。

(2) 前条にて申請した活動内容に変更が生じた場合は速やかにセンターへ報告し登録内容を変更すること。

(3) その他県社協会長が指示すること。

2 受け取った食品等の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーへの注意及びその他食品衛生上の問題については、利用者の責任とする。

(登録の取消し)

第7条 県社協会長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の決定を取り消すことができるものとする。また、既に食品等が配布されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請した場合

(2) 前条第1項の規定に違反した場合

(3) センター及びサポーターに対し、迷惑行為をした場合

(4) 第5条により申請した活動内容が実施できなくなった場合

(5) 前条第2項に掲げる場合のほか、県社協会長が食料支援を取り消すことが必要と認めた場合

(食品等の受け渡し)

第8条 サポーターに対する食品の受け渡しは、センターが設置等する倉庫でのパントリー形式とする。

- 2 サポーターは、センターからの食品等の受領に当たっては、食品等受渡確認書（様式第3号）に署名のうえ、当月における食品等の受取りを行うものとする。

（食品等の提供）

第9条 県社協会長は、企業及び団体からの食品を受け取る際に、サポーター登録兼食品等提供申込書兼受領書（様式第4号）の提出を依頼し、受領証を交付する。

- 2 県社協会長は、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、子どもの居場所応援センターサポーター登録決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（暴力団の排除）

第10条 事業利用申請者及びその同一世帯に属する者並びに食品提供申込企業及び個人は、岐阜県暴力団排除条例（平成22年条例第54号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等であってはならない。

（守秘義務）

第11条 センター及びサポーターは、法令等を遵守し、業務上知り得た情報については適正に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。